

- ・皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類を全て脱ぎ、取り除く。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
- ・火災の場合：消火するために全ての消火剤消火器を使用すること。
- ・皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当てを受けること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察 / 手当てを受けること。
- ・気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合：医師の診察 / 手当てを受けること。
- ・漏出物を回収すること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

保管：

- ・換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- ・施錠して保管すること。

廃棄：

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3 . 組成及び成分情報

化学物質 / 混合物の区分:混合物
化学名または一般名:情報なし
化学特性（化学式等）:情報なし
毒物及び劇物取締法:該当せず

成分名	CAS RN	含有量(%)	安衛法 通知物質	毒劇法	PRTR法
硫酸バリウム	7727-43-7	25.0 ~ 30.0	○	-	
ミネラルスピリット	8052-41-3	15	○	-	
酸化チタン	13463-67-7	10.0 ~ 15.0	○	-	
ジイソブチルケトン	108-83-8	5.0 ~ 10.0	○	-	
トリメチルベンゼン（混合物）	25551-13-7	4.3	○	-	1 種-691
エポキシシラン	2530-83-8	1.0	R9	-	1 種-693
キシレン	1330-20-7	0.1 ~ 1	○	-	

補足説明：

- ・成分情報 / 安衛法通知物質（法第 5 7 条の 2、施行令第 1 8 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9 ）にて記載されている記号の内容は以下の通りとなります。
 - ：既存
 - R 8：R 8 年 4 月 1 日以降（施行予定）
 - R 9：R 9 年 4 月 1 日以降（施行予定）
- ・特別則該当物質は有効数字 2 桁で表示しております。
- ・営業上の秘密に該当する物質については 5 % 刻みでの表示をしております。

4 . 応急措置

- 吸入した場合：
- ・蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること、気分が悪い時には、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合：
- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
 - ・大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
 - ・外観に変化が見られたり、刺激痛みがある場合、気分が悪いときには医師の診断を受けること。
 - ・汚染された衣類を取り除くこと。
- 目に入った場合：
- ・直ちに、大量の清浄な流水で 1 5 分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
 - ・できるだけ早く医師の診察を受けること。
 - ・直ちに、医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合：
- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
 - ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
 - ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
- 応急措置をする者の保護：
- ・適切な保護具（保護メガネ、防護マスク、手袋等）を着用する。

- ・換気を行う。

5 . 火災時の措置

- 適切な消火剤:全ての消火剤
使ってはならない消火剤:情報無し
特有の消火方法、消火を行うものの保護:
- ・適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。
 - ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
 - ・指定された消火剤を使用すること。
 - ・高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
 - ・消火活動は風上より行う。
 - ・周辺火災に対応して、消火活動を行うこと。

6 . 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:
- ・作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグルなど）を着用する。
 - ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
 - ・付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。
 - ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- 環境に対する注意事項:
- ・河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法 / 機材:
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
 - ・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
 - ・衝撃、静電気に備えて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
 - ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出は盛土で囲って流出を防止する。

7 . 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い:
- 技術的対策:
- ・換気のよい場所で取り扱う。
 - ・容器はその都度密栓する。
 - ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
 - ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。
 - ・取り扱い後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
 - ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
- 注意事項:
- ・有機則第2種有機溶剤を5%超で含有するものは、密閉設備か局排設備が義務付けられている。
- 保管:
- 技術的対策:
- ・日光の直射を避ける。
 - ・風通のよいところに保管する。
 - ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

8 . 暴露防止及び保護措置

- 設備対策:
- ・取り扱い設備は防爆型を使用する。
 - ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
 - ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るように設備とすること。
 - ・取り扱いの場所近くには、高温、発火源、となるものが置かれないような設備とすること。
 - ・腐食物質に、作業者が直接触れたり、暴露したりしないような配慮をすること。
 - ・屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備とすること。
- 管理濃度、濃度基準値、許容濃度:

化 学 物 質	管理濃度		濃度基準		日本産業衛生学会		ACGIH	
	ppm	mg/m3	8時間	短時間	ppm	mg/m3	ppm	mg/m3
硫酸バリウム								10(Ba)
酸化チタン								10
キシレン	50				50		100	434
ミネラルスピリット							100	

急性毒性:

ジイソブチルケトン

L D 5 0 (経口) > 5000mg/kg

L D 5 0 (経皮) > 5000mg/kg

トリメチルベンゼン (混合物)

L D 5 0 (経口) ラット = 8970mg/kg (4h)

エポキシシラン

L D 5 0 (経口) ラット = 8018mg/kg

L D 5 0 (経皮) ウサギ = 4244mg/kg

キシレン

L D 5 0 (経口) 4300mg/kg (4h)

L D 5 0 (経皮) > 4350mg/kg (4h)

L C 5 0 (蒸気) 6700ppm (4h)

皮膚腐食性 / 刺激性:

ミネラルスピリット 区分 2

トリメチルベンゼン (混合物) 区分 2

キシレン 区分 2

眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性:

酸化チタン 区分 2 B

トリメチルベンゼン (混合物) 区分 2 B

エポキシシラン 区分 1

キシレン 区分 2 A

呼吸器感作性:

情報なし

変異原性 (生殖細胞変異原性):

エポキシシラン 区分 2

発がん性:

情報なし

生殖毒性:

キシレン 区分 1 B

特定標的臓器毒性 (単回ばく露):

ミネラルスピリット 区分 3

(気道刺激性, 麻酔作用)

酸化チタン 区分 3

(気道刺激性)

ジイソブチルケトン 区分 3

(気道刺激性)

トリメチルベンゼン (混合物) 区分 3

(気道刺激性, 麻酔作用)

エポキシシラン 区分 3

(気道刺激性)

キシレン 区分 1

(肝臓, 呼吸器, 腎臓, 中枢神経系)

区分 3

(麻酔作用)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露):

ミネラルスピリット 区分 2

(肝臓, 精巣)

トリメチルベンゼン (混合物) 区分 1

(呼吸器, 中枢神経系)

キシレン 区分 1

(呼吸器, 神経系)

誤えん有害性:

ミネラルスピリット 区分 1

ジイソブチルケトン 区分 2

トリメチルベンゼン (混合物) 区分 1

キシレン 区分 2

1 2 . 環境影響情報

・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

残留性 / 分解性:

情報無し

生態蓄積性:
情報無し
土壌中の移動性:
情報無し
オゾン層への有害性:
情報無し
生態毒性:

水生環境有害性 短期(急性):
ミネラルスピリット 区分 1
トリメチルベンゼン(混合物) 区分 2
エポキシシラン 区分 3
キシレン 区分 2
水生環境有害性 長期(慢性):
ミネラルスピリット 区分 1
酸化チタン 区分 4
トリメチルベンゼン(混合物) 区分 2
エポキシシラン 区分 3
キシレン 区分 2

1 3 . 廃棄上の注意

残余廃棄物:
・ 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
・ 塗料製品、廃材料および焼却灰などの一部が特別管理産業廃棄物の「特定有害産業廃棄物」に該当する場合は関係する法規に準じて処理を行うこと。
・ 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
・ 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律に従って処理を行うか、委託をすること。
・ 廃塗料などを焼却処理をする場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。または、焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
・ 特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
汚染容器および包装:
・ 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
・ 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

1 4 . 輸送上の注意

・ 容器にもれのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。
・ 取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。
国連分類:3
国連番号:1263
容器等級:III
陸上輸送:
・ 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。
海上輸送:
・ 船舶安全法に定めるところに従うこと。
航空輸送:
・ 航空法の定めるところに従うこと。
指針番号:128

1 5 . 適用法令

消防法:
・ 指定可燃物 可燃性液体類
労働安全衛生法:
・ 皮膚等障害化学物質等(労働安全衛生規則第 5 9 4 条の 2)
物質名 CAS RN
エポキシシラン 2530-83-8
・ 5 7 条の 2 通知対象物質
・ 有機溶剤中毒予防規則 第 3 種有機溶剤等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：
化学物質管理促進法：
・第 1 種

16. その他の情報

引用文献：

- ・日本塗料工業会編集「原料物質データベース」
- ・日本塗料工業会編集：製品安全データシート・ガイドブック（混合物用）
- ・オーム社：溶剤ポケットブック
- ・危険物防災救急便覧
- ・国際化学物質安全カード（I C S C）

その他：

- ・この S D S は、当社の製品を適正にご使用戴くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の実施を前提としたものです。
- ・記載内容は、現時点で入手した資料、情報データに基づき作成しておりますが、危険、有害性に関する評価は必ずしも十分なものではありませんので、取扱いには十分注意してください。
- ・この S D S は、法令の改正新しい知見により予告なく改定することがあります。
- ・この S D S は、国の規制を含む（社）日本塗料工業会の基準に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていませんので、当該自治体の規制に従って対処してください。
- ・危険有害成分の濃度（％）表示の幅記載は「以上～未満」を示しています。
- ・P R T R 該当物質については 1 , 2 種は 1 % 以上、特定 1 種 0 . 1 % 以上の場合に該当となります。
- ・P R T R 2 種については国（事業所管大臣）への報告は不要です。
- ・2 項危険有害性の要約の G H S 分類で区分の記載がない危険有害性項目については「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当します。